



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 公安委員会規則

*10 警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則の一部を改正する規則

*11 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○ 告示

775 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)

776 " (")

777 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)

778 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

779 生活保護法による医療機関の指定 (")

780 生活保護法による施術機関の指定 (")

781 " (")

782 生活保護法による指定医療機関の変更 (")

783 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)

784 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め (水産振興課)

785 道路の区域変更 (道路保全課)

786 新道路の供用開始 (")

○ 公告

平成22年度県立高等看護学院の学生募集 (医務課)

平成22年度県立なぎ看護学校の学生募集 (")

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(携帯を禁止するもの)

第2条 警備員等が警備業務を行うに当たり携帯してはなら

ない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

(1) 警戒棒(その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(2) 警戒じょう(その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

(3) 刺^さ股

(4) 非金属製の楯

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第3条中「警備業者及び警備員」を「警備員等」に、「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第4条の見出し中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条中「警備業者及び警備員」を「警備員等」に、「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第2号中「規則」を「検定規則」に改め、同条第3号中「規則」を「検定規則」に改める。

第5条を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1(第2条関係)

警戒棒の制限

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第2条関係）

警戒じょうの制限

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際、現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止、制限に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第2条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員は、これらを携帯することができる。

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア（ア）中「普通自転車」を「幼児用座席」に改め、「幼児用座席に」を削り、同号ア（ウ）を同号ア（エ）とし、同号ア（イ）中「4歳未満の者を背負い、ひも等で確実に縛って背負い、普通自転車に乗車する場合」を「4歳未満の者1人を帯等で確実に背負っている場合（（イ）に該当する場合を除く。）」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ウ）とし、同号ア（ア）の次に次のように加える。

- （イ）16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に幼児2人

を乗車させる場合

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第775号

和歌山県橋本市彦谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 調査を行った時期
平成18年5月9日から平成21年2月11日まで
- 成果の名称
和歌山県橋本市彦谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県橋本市彦谷の一部地区
- 認証年月日
平成21年6月5日

和歌山県告示第776号

和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 調査を行った時期
平成16年5月6日から平成19年3月30日まで
- 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵の一部地区
- 認証年月日
平成21年6月5日

和歌山県告示第777号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年7月29日まで縦覧に供する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年5月29日
- 2 名称
特定非営利活動法人南高梅の会
- 3 代表者の氏名
高田智史
- 4 主たる事務所の所在地
日高郡みなべ町晩稲849番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、消費者・大学研究機関・環境企業との情報の交換・提言・交流を通して研究・試験の取組みにより農薬・化学肥料の削減と栄養価の豊富な栽培を目的とした農産物生産の研修に取組み食育の安全の確保に貢献できる活動を実施いたします。

和歌山県告示第778号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医 74-3	上野山眼科	海南市名高531番地の3 タムラビル3F	平成 7.1.1
海南医 28-38	藤木医院	海南市名高539-12	平成 13.6.11

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔 39-21	堀川雅嗣	黒江接骨院	海南市黒江711-2	平成 21.5.1

和歌山県告示第781号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとさ

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田柔 34-21	小畑友邦	小畑接骨院	田辺市芳養松原一丁目3番1号	平成 21.5.13

新病 5-54	医療法人岩崎病院	新宮市三輪崎1384番地	平成 7.8.9
東医 60-56	国保熊野川診療所	新宮市熊野川町日足322番地	平成 17.9.30

和歌山県告示第779号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南医 106-21	上野山眼科	海南市名高531番地の3 タムラビル3F	平成 7.1.1
海南医 107-21	藤木医院	海南市名高539-12	平成 13.6.12
新病 8-21	岩崎病院	新宮市三輪崎1384番地	平成 7.8.9
新医 86-21	新宮市国保直営熊野川診療所	新宮市熊野川町日足322番地	平成 17.10.1

和歌山県告示第780号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

れる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第782号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	変更事項(所在地)		変更年月日
		旧	新	
新医60-4	医療法人要外科内科医	新宮市新宮6642-1	新宮市井の沢9番10号	平成9.2.1

院				
---	--	--	--	--

和歌山県告示第783号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100315	ハッピーステーション	児童デイサービス	事業所の所在地	和歌山市杭ノ瀬243-6	和歌山市米屋町3 ぶらくり丁ブリスビル1階	平成21.5.23

和歌山県告示第784号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区域	区分
大崎底びき網第1	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市下津町大崎	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業
大崎底びき網第2	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市下津町大崎	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業

海草郡紀美野町毛原宮字梅瀬垣内363番1地先から同町毛原宮字犬飼垣内311番2地先まで	新	10.00 } 23.80	150.00	毛原宮橋 59.00
---	---	---------------------	--------	---------------

和歌山県告示第786号

平成21年和歌山県告示第785号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年6月16日から供用を開始する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

公 告

平成22年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

募集学科

1 看護学科一部推薦(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

25人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、和歌山県内の高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成22年3月和歌山県内の高等学校を卒業見込みの者

イ 生活態度が良好で、高等学校における成績の評定平均値が3.8以上の者

ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者

和歌山県告示第785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備考
		メートル	メートル	メートル

<p>エ 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者</p> <p>(4) 入学願書受付期間 平成21年11月4日(水)から同月5日(木)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。</p> <p>(5) 出願手続 ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校の学校長に提出すること。 (ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。) (イ) 写真1枚 上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。 (ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚 受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。 (エ) 入学考査手数料 入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。 イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。 (ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの (イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの</p> <p>(6) 試験科目 小論文及び面接</p> <p>(7) 試験日時及び試験会場 試験日時 平成21年11月16日(月)午前10時から 試験会場 和歌山県立高等看護学院</p> <p>(8) 合格発表 平成21年11月26日(木) 高等学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。</p> <p>2 助産学科推薦</p> <p>(1) 募集人員 5人程度</p> <p>(2) 修業年限 1年</p> <p>(3) 出願資格及び推薦要件 推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、</p>	<p>在学する学校の学校長が推薦するものとする。(女子に限る。)</p> <p>ア 文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定を受けた和歌山県内の看護師養成施設を平成22年3月に卒業する見込みの者</p> <p>イ 生活態度が良好で、看護師養成施設における成績が半数以上「優(80点以上)」である者</p> <p>ウ 合格した場合、本学院への入学を確約できる者</p> <p>エ 卒業後、和歌山県内で助産業務に従事する意志を有する者</p> <p>(4) 入学願書受付期間 平成21年8月4日(火)から同月5日(水)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。</p> <p>(5) 出願手続 ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校の学校長に提出すること。 (ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。) (イ) 写真1枚 上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。 (ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚 受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。 (エ) 入学考査手数料 入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。 イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」と朱書の上、出願書類を一括し、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。 (ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの (イ) 推薦書 和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの (ウ) 卒業見込証明書</p> <p>(6) 試験科目 小論文及び面接</p> <p>(7) 試験日時及び試験会場 試験日時 平成21年8月20日(木)午前10時20分から 試験会場 和歌山県立高等看護学院</p> <p>(8) 合格発表 平成21年8月25日(火)</p>
---	--

<p>在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。</p> <p>3 看護学科一部(全日制、看護師3年課程)</p> <p>(1) 募集人員 50人(推薦入学の募集人員を含む。)</p> <p>(2) 修業年限 3年</p> <p>(3) 出願資格 ア 高等学校を卒業した者 イ 平成22年3月高等学校卒業見込みの者 ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に該当する者</p> <p>(4) 入学願書受付期間 平成21年12月1日(火)から同月8日(火)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。</p> <p>(5) 提出書類 次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。 ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。) イ 写真1枚 上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。 ウ 卒業証明書 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第5号に該当する者) 上記以外の学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類 エ 調査書 文部科学省所定の様式により出身高等学校長の作成した厳封のもの(調査書が発行できない場合は、成績証明書とする。) オ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚 受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。 カ 入学検査手数料 5,500円 入学願書に、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。</p> <p>(6) 試験科目</p>	<p>第1次試験(学科) 数学I、国語総合(古文及び漢文を除く。)、英語I及び生物I</p> <p>第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ</p> <p>(7) 試験日時及び試験会場 第1次試験 平成22年1月21日(木)午前9時30分から午後2時50分まで 第2次試験 平成22年2月5日(金)午前9時30分から 試験会場 和歌山県立高等看護学院</p> <p>(8) 合格発表及び場所 第1次試験 平成22年1月29日(金)午前9時30分 和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて第1次試験合格通知書を送付する。 第2次試験 平成22年2月12日(金)午前9時30分 和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて合格通知書を送付する。</p> <p>4 看護学科二部(昼間定時制、看護師2年課程)</p> <p>(1) 募集人員 45人</p> <p>(2) 修業年限 3年</p> <p>(3) 出願資格 ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成22年3月31日までに取得見込みの者 イ 高等学校を平成22年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成22年3月31日までに取得見込みのもの ウ 学校教育法第90条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成22年3月31日までに取得見込みのもの エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し、平成22年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの</p> <p>(4) 入学願書受付期間 平成21年12月1日(火)から同月8日(火)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。</p> <p>(5) 提出書類 次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。 ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。) イ 写真1枚 上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)</p>
--	---

で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 卒業証明書又は卒業見込み証明書

高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第5号に該当する者)上記以外の学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

エ 調査書

准看護師養成施設の卒業者又は卒業見込みの者は、当該施設長の作成した厳封のものは、当該学校の衛生看護科の卒業者又は卒業見込みの者は、当該学校長の作成した厳封のもの

オ 准看護師免許書の写し

准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

カ 就業証明書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

出願資格者に該当する者は、提出すること。

キ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

ク 入学考査手数料 5,500円

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 英語、数学、国語(古文及び漢文を除く。)、専門基礎科目及び専門科目

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成22年1月21日(木)午前9時30分から午後3時20分まで

第2次試験 平成22年2月5日(金)午前9時30分から
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成22年1月29日(金)午前9時30分
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成22年2月12日(金)午前9時30分
和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格

発表日に本人あて合格通知書を発送する。

5 助産学科

(1) 募集人員

15人(推薦入学の募集人員を含む。)

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成22年3月に卒業する見込みである者(女子に限る。)

(4) 入学願書受付期間

平成21年12月1日(火)から同月8日(火)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にちょう付すること。

ウ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

エ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

オ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をちょう付すること。

カ 入学考査手数料 5,500円

入学願書に、5,500円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をちょう付すること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 基礎看護学、母性看護学及び小児看護学

第2次試験(小論文及び面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成22年1月26日(火)午前9時30分から午後零時10分まで

第2次試験 平成22年2月5日（金）午前9時30分から
試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成22年1月29日（金）午前9時30分

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて第1次試験合格通知書を発送する。

第2次試験 平成22年2月12日（金）午前9時30分

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、当学院ホームページに掲載する。また、合格者には合格発表日に本人あて合格通知書を発送する。

願書郵送先及び問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話 (0736) 75-6280

その他

願書等を郵送で請求する時は、返信用切手200円をちょう付したあて先明記の定形外封筒（角2号33cm×24cm）を同封すること。

公 告

平成22年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次のとおり募集する。

平成21年6月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

募集学科

1 看護学科推薦（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

20人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成22年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県立なぎ看護学校を専願するもの

イ 看護職として適性があると認められる者

ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評定が優れている者

(4) 入学願書受付期間

平成21年11月4日（水）から同月5日（木）までに必ず郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

ア 入学願書（和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。）

願書所定欄に写真をちょう付すること。

イ 調査書

文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの

ウ 推薦書

和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚（長さ23.5cm×幅12cm）

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円（書留速達料を含む。）をちょう付すること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙をちょう付すること。ただし、和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は記入しないこと。）により納付することもできる。

(6) 試験科目

数学Ⅰ、小論文及び面接

(7) 試験日時

平成21年11月19日（木）午前9時から午後3時まで

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格通知送付日

平成21年11月27日（金）

高等学校長に通知するとともに、本人あて通知する。

(10) 願書郵送先及び問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797

2 看護学科（全日制、看護師3年課程）

(1) 募集人員

40人（推薦入学の募集人員を含む。）

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成22年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成21年12月7日（月）から同月11日（金）までに必ず郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

ア 入学願書（和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。）

願書所定欄に写真をちょう付すること。

イ 卒業証明書等

- (ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書
- (イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証書又は合格証明書
- (ウ) 高等専門学校（修業年限5年）を3年で修了した者は、その修了証明書
- (エ) 上記以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

ウ 調査書

文部科学省所定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの

エ 受験票送付用定形封筒1枚（長さ23.5cm×幅12cm）

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円（書留速達料を含む。）をちょう付すること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として5,500円の和歌山県証紙をちょう付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は記入しないこと。）により納付することもできる。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 英語I、数学I、国語総合（古文及び漢文を除く。）及び生物I

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時

第1次試験 平成22年1月21日（木）午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成22年2月3日（水）午前9時30分から

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 合格発表及び場所

第1次試験 平成22年1月28日（木）午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成22年2月10日（水）午前9時30分

和歌山県立なぎ看護学校の玄関に掲示するとともに、和歌山県立なぎ看護学校ホームページに掲載する。また、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

(10) 願書郵送先及び問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号 (0735) 31-8797